

- 一 支部選出の理事を以て組織す。又支那聯合より選出せし
- 二 理事の選出は組合員一〇〇名迄一名、一〇〇名以上三〇〇名迄は二
- 三 理事合計毎月一回開催す。緊急の際は臨時開催す。
- 四 各支部長を以て組織す。必要ある場合は臨時開催す。
- 五 三ヶ月に一回の割合にて開催す。又支部聯合委員長會議
- 六 各支部委員長を以て組織す。
- 七 臨時開催す。又支部聯合委員會（行動統一）
- 八 支部選出委員を以て組織す。
- 九 臨時開催す。本委員会は活動統一の爲めの執行機關である。従つて本
- 部との關係に於ては支部の権限を認めないこと従前の通り
- である。
- 十 檢査委員及本部支部會計を以て組織す。
- 十一 毎年二月四月十月に開催す。

合計會議（檢査）

附、會計は従來通り支部より本部へ直納する

三 組合費五十銭の割当は  
本部へ二十二銭  
内譯

十七銭 組合本部  
六銭 同盟本部  
一銭 聯合會本部

支部へ二十六銭  
内譯 二十一銭 支部  
五銭 區聯合會  
但し聯合會費は十月より

- 一 支部長は理事を兼任することが出來ない。
- 二 支部聯合委員長は理事を兼任することが出來ない。

役員選出方法